

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 28 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	4	0	2	2
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		7	3	2	2
	指導事項	出資・出捐団体	8	1	1	6
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	5	2	3	0
	計		15	5	4	6
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	2	0	1
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	3	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	3	2	1	0
	計		4	3	1	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		30	14	7	9	

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年8月3日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人飛騨地域地 場産業振興センター	地域産業課	<p>平成 30 年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他固定資産のうち出資金の帳簿価額について、「純資産価額方式」を用いて保有する有価証券(株式)の時価評価を行い計上していたが、その際に、株式会社の総資産から負債を控除した額に株式の持分割合を乗じて時価評価すべきところ負債を控除しなかったため、帳簿価額が 129,353 円過大となっていた。 2 財務諸表に対する注記について、会計方針の変更に該当しない事項を会計方針の変更として記載していた。 3 財務諸表に対する注記について、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」として営繕積立金の増減内容を記載しているが、前期末残高及び当期末残高が誤っていた。 また、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」についても、営繕積立金の当期末残高及び負債に対する額が誤っていた。 	<p>指摘事項について、当該法人から以下のとおり適正に処理したとの報告を受け、確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他固定資産のうち出資金の帳簿価額が 129,353 円過大となっており、令和元年度の正味財産増減計算書の経常外費用に、過年度修正損 129,353 円を計上し、修正をした。また、財務諸表附属明細書に「重要な後発事象」として、説明を記載した。 2 財務諸表に対する注記について、会計方針の変更に該当しない事項を会計方針の変更として記載していたので、削除した。 3 財務諸表に対する注記について、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」及び「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の営繕積立金について、各項目の額を適正に記載した。 今後は会計事務及び決算書作成において、複数の職員によるチェックを厳格に行い、適正な会計事務処理に努める。
一般社団法人岐阜県農畜 産公社	農政課	<p>平成 30 年度の財務諸表に対する注記において、「キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲」に関して記載しているが、キャッシュ・フロー計算書に記載した現金等 87,158,478 円と貸借対照表に記載した現金等 117,968,718 円の差額 30,810,240 円の内容を説明すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。</p> <p>本来、現金収支ベースで作成するキャッシュ・フロー計算書を、発生主義や実現主義に基づき作成していた。</p> <p>直近の令和元年度決算では現金収支ベースでキャッシュ・フロー計算書を作成し、キャッシュ・フロー計算書に記載し</p>

	<p>上記の差額の詳細について、引き続き説明を求めているが、令和2年2月26日時点において、公社から十分な説明を得られていない。</p> <p>上記のとおり、平成30年度の財務諸表について、キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の整合性を確認できず、両者のいずれか又は両方に誤りがある可能性を否定できない状況となっていることから、速やかに財務諸表の正確性の確保について措置するとともに、今後は財務諸表に対する「キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲」に関する注記について、適正に処理されたい。</p>	<p>た現金等129,335,781円、貸借対照表に記載した現金等136,502,286円、差額は預入期間が3ヶ月を超える定期預金7,166,505円となっている。また、平成24年度から誤っていたキャッシュ・フロー計算書を修正し、令和2年6月8日の監事監査で監事に報告し、6月17日開催の通常理事会で報告した。</p> <p>今後は、財務諸表に対する「キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲」を会計ルールに則って適正に作成し、他の決算書との整合性についても顧問会計士に十分確認・相談を行うことで適正な事務処理を行う。</p>
--	---	---

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	医療整備課	平成30年度の財務諸表に対する注記について、「行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法」における地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率に関する記載が前年度のまま修正しておらず、当年度における実際の計算方法と異なるものになっていたため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 決算にかかる財務諸表の作成時に用いる「決算時に行う処理」のリストに、「注記事項」の記載内容の確認を追加し、「行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法」などの記載内容について確認することとした。 令和元年度の財務諸表について、当該リストにより確認を行った。

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
郡上市 (清流長良川あゆパーク)	里川振興課	漁業に関する体験学習事業参加料の収入事務において、納入通知書の納期限を発する日から20日以内に設定すべきところ、それを超えて設定していたものがあったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 納入通知書の納期限を発する日から20日以内に確実に設定するよう、清流長良川あゆパーク職員と会計課職員の

		二重チェックを徹底し、適切な事務処理を行うように努める。
	清流長良川あゆパークで提供する漁業に関する体験学習事業等委託業務に係る支払事務において、契約書で定めている支払期日を超えて支払を行っているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 契約書に定めている支払期日までに支払が完了できるよう、清流長良川あゆパーク職員と会計課職員の二重チェックを徹底し、迅速かつ適正な事務処理を行うように努める。
	清流長良川あゆパークの管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書」及び「清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、除排雪業務及びパンフレット制作業務に係る申請を行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項については、里川振興課へ「清流長良川あゆパーク業務委託承認申請に関する報告書」を提出し、受理された。 今後は、新たに業務の一部を第三者に委託するときは、基本協定書及び管理運営業務仕様書に基づき、適正な事務処理を行い、速やかに県へ承認申請を提出するように努める。

(3) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
里川振興課	郡上市 (清流長良川あゆパーク)	清流長良川あゆパークの管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書」及び「清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、除排雪業務及びパンフレット制作業務に係る申請をしていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、「清流長良川あゆパーク業務委託承認申請に関する報告書」の提出があり、受理した。 また、「新たに業務の一部を第三者に委託するときは、基本協定書及び管理運営業務仕様書に基づき、適正な事務処理を行い、速やかに県へ承認申請を提出するように努める」旨の報告を受けたため、承認申請書が提出された際は、速やかに申請書の内容を審査する。また、新たな委託

		事業を予定していないか、月に1度程度実施している現地での打合せの際に指定管理者に確認することで、適切に処理するよう努める。
--	--	---